

# さくら市温泉入浴利用証デジタル化 事業業務委託仕様書

令和8年6月

さくら市

目次	
1	調達チェックリスト..... 1
2	概要..... 1
2.1	概要..... 1
2.2	スケジュール..... 1
3	公募型プロポーザル、契約、支払に係る事務手続要件..... 1
3.1	公募型プロポーザル..... 1
3.2	契約..... 1
3.3	支払..... 2
4	作業概要..... 3
5	既存環境の説明..... 3
5.1	既存構成..... 3
6	導入対象業務における要件（仕様）..... 3
6.1	業務個別要件..... 3
6.2	業務に関するその他要件..... 5
6.3	データセンターにおける要件..... 6
6.4	インフラにおける要件..... 6
6.5	データ移行要件..... 6
6.6	操作研修に関する要件..... 6
7	調達・構築..... 6
7.1	基本構成..... 6
7.2	環境構築作業の内容..... 6
7.3	留意事項..... 7
8	調達範囲..... 7
8.1	調達物..... 7
9	保守..... 7
10	検査・提出書類..... 7
10.1	検査..... 7
10.2	提出書類..... 8
11	仕様書における共通事項..... 8
12	問い合わせ..... 9

# 1 調達チェックリスト

契約	
契約名	・温泉入浴利用証デジタル化システム導入業務委託 ・温泉入浴利用証デジタル化システム運用保守業務
概要	温泉入浴利用証デジタル化システムの開発及び動作機器の調達、設定、保守。
調達対象	■クラウドサービス使用权 ■システムライセンス(リース無償譲渡 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無/■売買) ■ハードウェア、物品(リース無償譲渡 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無/■売買) ■役務(■システム保守/■機器保守/■保守以外(導入、改修等))
案件種別	■新規 <input type="checkbox"/> リプレイス <input type="checkbox"/> 既存システム <input type="checkbox"/> 既存機器
契約種別	<input type="checkbox"/> 賃貸借 ■委託(請負) <input type="checkbox"/> 委託(準委任) ■売買 <input type="checkbox"/> 非典型、その他
契約期間	■長期継続契約(5年1箇月) ■単年度( 箇月) <input type="checkbox"/> 単年度(売買)
特定個人情報取扱	■有 <input type="checkbox"/> 無
総価、単価契約	■総価契約 <input type="checkbox"/> 単価契約
請求、支払回数	システム導入■1回 システム保守管理 ■(5)回
支払方法	■現金 <input type="checkbox"/> リース
支払時期	<input type="checkbox"/> 当初先払 ■当初検査後払 ■年度毎( <input type="checkbox"/> 先払/■後払) <input type="checkbox"/> 四半期後払 <input type="checkbox"/> 月毎後払 <input type="checkbox"/> 完了払
契約当事者数	■2者 <input type="checkbox"/> 3者

## 2 概要

### 2.1 概要

現在、紙の利用証により管理しているさくら市高齢者等温泉入浴利用証交付事業について、QRコード等を活用したデジタル化を行い、入浴施設における受付及び利用実績集計業務の効率化を図るとともに、利用回数の適正管理や紛失時の再発行を可能とし、利用者及び施設双方の利便性向上を目的とする。

また、利用証を継続利用可能なカード媒体とすることで、毎年度の作成・発送業務に係る職員負担の軽減を図る。

- ・調達物品名:温泉入浴利用証デジタル化システム(一式)
- ・調達方法:公募型プロポーザル
- ・設置場所:さくら市役所2ヶ所(高齢課、市民課喜連川市民生活室)、温泉施設2ヶ所(さくら市第1温泉浴場(以下「もとゆ温泉」という)、さくら市第2温泉浴場(以下「露天風呂」という))
- ・履行箇所:受注者データセンター
- ・納品期限:令和9年2月28日まで
- ・運用保守業務については、運用試験開始日の令和9年3月1日から、令和14年3月31日までとする

### 2.2 スケジュール

令和8年8月7日	プロポーザル審査
令和8年9月上旬	契約締結、発注
令和9年2月下旬	環境構築完了、完成図書提出
令和9年3月1日	システム運用試験・保守開始
令和9年3月31日	運用試験終了、検査、引き渡し
令和9年4月1日	使用開始

## 3 公募型プロポーザル、契約、支払に係る事務手続要件

### 3.1 公募型プロポーザル

- ・別紙「さくら市温泉入浴利用証デジタル化事業業務委託(公募型)プロポーザル実施要領」のとおり、プロポーザルを実施し、委託候補者の選定を行う

### 3.2 契約

- ・本件に係る契約は別紙契約書のとおり2本
  - 1本目は「温泉入浴利用証デジタル化事業業務委託」
  - 2本目は「温泉入浴利用証システム運用保守業務委託」(長期継続契約)
- ・約款について受注者と協議の結果、一部変更となる可能性がある
- ・契約書の取り交わしは落札後に双方にて約款の調整終了後、発注者による庁内決裁を経てから行う。決裁後、発注者から受注者へ連絡した後、原本の作成を行い、押印の上提出すること。

---

なお契約書は基本的に契約書、仕様書、見積書の順に合冊すること

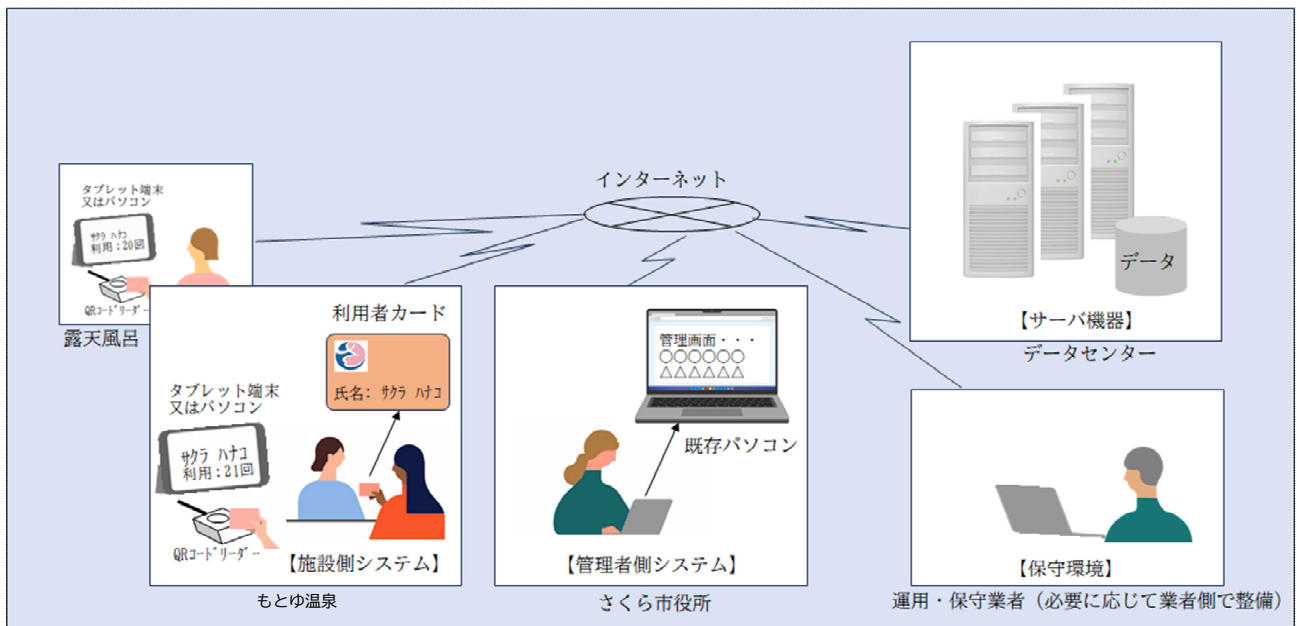
### 3.3 支払

- 「温泉入浴利用証デジタル化事業業務委託」については、完了払いとする
- 「温泉入浴利用証システム運用保守業務委託」については、各年度毎の完了払いとする。
- 請求書には、契約書の件名、受注者住所、法人名、代表者の氏名を必ず記載すること
- 消費税及び地方消費税は、1円未満を切り捨てるものとする

## 4 作業概要

- 温泉入浴利用証デジタル化システムの開発、及び動作機器の調達、設定として、次の作業を行う。
  - 温泉入浴利用証デジタル化システムのサーバ環境調達、各種設定、初期データセットアップ（データセンターの利用を想定）
  - 施設側で使用する機器の納入
  - 管理者側システムの開発（さくら市役所側 2 か所：高齢課、市民課喜連川市民生活室）
  - 施設側システムの開発（温泉施設側 2 ケ所：もとゆ温泉、露天風呂）
  - 初期利用者カードの準備（デザイン、制作、初期利用者データ紐づけ）
  - 温泉入浴利用証デジタル化システムの運用保守
- 想定するシステム全体イメージは次のとおり

### 【システム全体イメージ】



## 5 既存環境の説明

### 5.1 既存構成

- さくら市側のパソコン：管理者側システムのクライアントとして、庁内 LAN に接続された高齢課のパソコンの利用を想定している。パソコンの環境は次の通り。（ただし、本システムの稼働時点でパソコン環境が異なる可能性があるため、開発時に再度連絡する）
  - OS : Windows 11 Pro
  - CPU : 13th Gen Intel(R) Core(TM) i3-1315U 1.20 GHz
  - メモリ : 8.00 GB
  - ブラウザ : RevoWorks Browser
- 温泉施設側には既存設備が無いいため、SIM フリー対応のタブレット端末を調達すること。インターネットに接続する回線はさくら市側で用意する。

## 6 導入対象業務における要件（仕様）

### 6.1 業務個別要件

- 温泉入浴利用証デジタル化システムのサーバ環境調達、各種設定、初期データセットアップ
  - インターネット上のデータセンターに設置されたサーバ（仮想サーバを含む）であること
  - サーバ環境の設定として、OS、ネットワーク、必要なアプリケーションのインストール作業などの動作環境を設定すること。また、必要に応じて、独自ドメイン取得、サーバ証明書の取得、設定などの作業を行うこと。
  - 温泉入浴利用証デジタル化システムとして、後述の管理者側システム、施設側システムが稼働するプログラムを開発してサーバに設定すること。
  - 後述のデータ移行要件に基づいて、サーバにデータをセットアップすること。
  - データセンターのセキュリティ等の要件については、後述のデータセンターにおける要件

に準じていること。

(2)施設側で使用する機器の納入

- ・ SIM フリー対応タブレット 2 台、QRコード読取装置 2 台、その他システムの運用に必要な物品

(3)管理者側システム

- ・ 管理者側システムは、さくら市高齢課及び、市民課喜連川市民生活室の既存パソコンで稼働すること。ただし、さくら市役所側のネットワークに起因する問題がある場合はさくら市側で対応する。
- ・ 次の機能を有すること。機能のメニュー構造は利用しやすい構造とすること。

項番	機能名	機能概要
1	ログイン	登録した職員番号、パスワードに基づいて管理者側システムにログインする
2	利用者一覧の表示	温泉入浴利用証を発行している利用者を一覧表示する
3	利用者の詳細表示	一覧表示した画面から、特定の利用者の詳細情報を表示する
4	利用者の検索・登録	氏名（カナ）でデータベースに登録されている方を検索する。登録の場合は、利用者カードと利用者をひもづける。
5	利用者の修正・削除	利用者情報の修正（住所、利用回数）を行う。また、削除機能として、利用者カードが不要になった利用者の利用者カードと利用者の紐づけを削除する。
6	利用者カード再発行	利用者カードを紛失、破損した利用者向けに、利用者カードを再発行する。必要に応じて新たな利用者カードと利用者を紐づける。再発行前のカードは使用不能にする
7	個人利用履歴の表示	利用者が利用した温泉施設について、年度内の利用履歴を表示する
8	温泉施設利用者数の表示	温泉施設ごとの一定期間の利用者数を日付ごとに集計して表示し、最後に合計数を表示する。（人数、料金） ・ 期間指定ができること。（通常は月単位） ・ もとゆ温泉は 17 時以前、17 時以降で集計を分ける ・ 露天風呂は時間帯共通で集計する。 集計内容について変更が発生する場合は別途相談とする。
9	システム管理	システムに必要な管理機能など（下記は例であり、必要に応じて装備すること） ・ 利用職員の登録（職員番号、所属、氏名、登録日など） ・ 各種変数の設定画面（年間利用数上限、利用料金など） ・ 年度切り替え処理（利用回数の初期化、新規データ登録など） ・ EUC 機能として利用者データを CSV 形式でのデータとして出力できること

#### (4)施設側システム

- ・今回調達する施設側クライアント（タブレット端末）、及びQRコード読取装置を利用して稼働すること。
- ・次の機能を有すること。機能のメニュー構造は利用しやすい構造とすること。

項番	機能名	機能概要
1	ログイン、又は業務アプリ起動	施設側クライアントにおいて、業務システムを起動する。
2	利用者カード読取り（現状回数表示）	利用者カードのQRコードを読み込み、クライアントに登録番号、年齢、性別、及び当該年度の現状利用回数を表示する。
3	利用者カード読取り（利用登録）	利用者カードのQRコードを読み込み、クライアントに利用者情報、及び当該年度の今回利用回数を表示する。 もし利用回数が指定の回数（現状 60 回：変数）を超えた場合は、アラームメッセージを表示する。（メッセージ内容は、開発時に協議する）
4	温泉施設利用者数の表示	温泉施設ごとの一定期間の利用者数を日付ごとに集計して表示し、最後に合計数を表示する。（人数、料金） ・期間指定ができること。（通常は月単位） ・もとゆ温泉は 17 時以前、17 時以降で集計を分ける ・露天風呂は時間帯共通で集計する。 集計内容について変更が発生する場合は別途相談とする。

#### (5)初期利用者カードの準備（デザイン、制作）

- ・利用者カードとしては、PET0.25 mmカード、又はそれに準じる品質のカードとする。
- ・利用者カードにはQRコードの他、登録番号を印字し、記名欄を設ける
- ・利用者カードのデザイン作成（表裏）、及び稼働前に現状利用者に配布する利用者カード（約 6,500 枚）の制作、利用者カードと利用者の紐づけなどの本システムへの登録作業を行う
- ・初期登録した利用者カードの記名欄には、紐づけられた利用者の氏名をカタカナで印字する。

#### (6)温泉入浴利用証デジタル化システムの運用保守

- ・本システムの稼働に必要なデータセンター利用に関する事務手続き、必要なサーバ、ネットワーク環境が維持できるようにすること
- ・本システムのシステム環境及びデータの定期的なバックアップができるようにすること  
バックアップの世代数と頻度は下記を基準にして今後協議する
  - システムのバックアップ：3世代、1回/月。及びシステム更新時
  - データのバックアップ：7世代（1週間分）
- ・登録データについては、管理者側でCSV保存できるようにすること
- ・その他、不具合の場合の軽微な修正作業等の実施
- ・年度切り替え処理（利用回数の初期化、新規データの追加）
- ・開発年度は、運用試験期間に保守作業を行うこと
- ・本システムの稼働場所、稼働日、稼働時間は基本的に次の通り。
  - 管理者側システム：高齢課：平日 8:30～17:15  
：喜連川市民生活室：平日 8:30～17:15
  - 施設側システム：もとゆ温泉：第1月曜日を除く 7:00～21:00  
：露天風呂：第3月曜日を除く 9:00～21:00

## 6.2 業務に関するその他要件

### (1)オンライン性能要件

- ・オンラインによる情報検索・データ更新時の処理応答時間が5秒以内（平均）であること（EUC機能を除く）。ただし、さくら市役所側のネットワークに起因する問題で性能要件が満たされない場合は、さくら市側と対策を協議することとする。

## (2) EUC機能

- ・本システムから必要なデータを抽出し、作表や分析等を行うことを可能とするため、CSV形式として簡易にデータを抽出できること。抽出条件及び抽出項目は下記を基本として、今後さくら市と協議すること。
  - 登録された利用者全件データ：登録されている利用者全員のデータ  
(氏名、住所、生年月日、性別など)
  - 利用者データ：利用期間の指定で、利用している利用者の利用データ  
(氏名、住所、生年月日、性別、利用場所、利用時間)

## 6.3 データセンターにおける要件

- ・日本国内に設置されていること。
- ・地震、火災、停電への対策がされていること。

## 6.4 インフラにおける要件

### (1)サーバ機器

- ・サーバのCPU性能、メモリ容量等のスペックは、前述のオンライン性能要件を満たし、本システムの長時間運用、業務運用に支障がないスペックとすること。またストレージ容量については、10年程度を目安としてデータを保存できるように考慮すること。
- ・サーバに、コンピュータウイルス等の不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させること。また、不正プログラム対策ソフトウェア及びパターンファイルは、常に最新の状態に保つこと。

### (2)施設側機器 {タブレット端末、及びQRコード読取装置}

- ・タブレット端末のCPU性能、メモリ容量等のスペックは、前述のオンライン性能要件を満たし、本システムの長時間運用、業務運用に支障がないスペックとすること。ディスプレイのサイズは、11~14インチ程度とする。
- ・タブレット端末はSIMフリー対応の機種とすること
- ・タブレット端末に、コンピュータウイルス等の不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させること。また、不正プログラム対策ソフトウェア及びパターンファイルは、常に最新の状態に保つこと(ただし、運用保守で施設を訪問するタイミングがある場合は、さくら市側と別途協議する)
- ・QRコードリーダーは、利用者カードに印字されたQRコードを認識できること。固定式スキャナ方式とすること。

### (3)ネットワーク要件

- ・サーバを設置しているデータセンターとのアクセスは、さくら市役所及び温泉施設、保守業者にアクセスを限定すること。通信は暗号化すること。

## 6.5 データ移行要件

- ・利用者情報の初期データとして、令和8年度の開発時に市役所側で提示する初期データをサーバにセットアップすること(約6,500件、CSV形式でのデータ提供)
- ・移行対象のデータ項目は下記を基本とするが詳細はさくら市と協議すること。  
住所、氏名(漢字、カナ)、生年月日(西暦)、性別、電話番号、温泉券発行日(西暦)、カード分類 {老、障、介(老:65歳以上、障:障がい者、介:介護者)}、利用回数(※年度ごとの回数)、有効期限、住基コード

## 6.6 操作研修に関する要件

- ・操作マニュアル等の各種ドキュメントを作成し職員への研修を実施すること。

## 7 調達・構築

### 7.1 基本構成

- ・物理的構成:サーバについてはデータセンターに設置する。施設側機器については施設に設置
- ・論理的構成:上記物理サーバを利用して論理的なサーバの設定

### 7.2 環境構築作業の内容

#### (1)サーバ機器

- ・データセンター内サーバへOS、稼働に必要なアプリケーションのインストール、設定、OS、データのバックアップ設定

#### (2)施設側機器

- ・ 機器の設置、設定、必要であれば配線、梱包材の撤去
- ・ 必要に応じて、OS、稼働に必要なアプリケーションのインストール、設定

### 7.3 留意事項

- ・ 構築においては現地での作業時間削減のため、他場所での事前作業可
- ・ さくら市及び施設での作業時間は平日日中を想定している

## 8 調達範囲

### 8.1 調達物

- ・ 調達物は以下のとおりとする

(1)温泉入浴利用証デジタル化システムのサーバ環境			
調達	品目	数量	規格等
する	サーバ環境 (データセンター内)	一式	前述のデータセンターにおける要件、インフラにおける要件に基づくこと

(2)施設側機器			
調達	品目	数量	規格等
する	タブレット	2	前述のインフラにおける要件に基づくこと
する	QR コードリーダ	2	前述のインフラにおける要件に基づくこと
する	接続ケーブル、スタンド、盗難防止ケーブル	2	タブレットとQRコードリーダを接続するケーブル、タブレット盗難防止ケーブル。タブレット用スタンド
する	タブレット用ライセンス	2	OS, セキュリティ対策ソフト用ライセンス

(3)利用者カード、その他ライセンス等			
調達	品目	数量	規格等
する	利用者カード	6,500	前述の業務個別要件に基づくこと 内訳 ・ 稼働時のセットアップ枚数：6,500枚
する	ドメイン	1	.com.jpドメインを想定。詳細は開発時に協議する
する	SSL証明書	1	ドメイン認証レベルを想定。詳細は開発時に協議する

## 9 保守

保守業務については、「6 導入業務における要件（仕様）：6.1 業務個別要件：(6)温泉入浴利用証デジタル化システムの運用保守」のとおりとするほか、以下のとおりとする

- ・ 購入物品の保証期間中における不具合対処、故障対応、及びそれらに関わる発注者からの問い合わせ先は、PCメーカーの問い合わせ窓口とするため、受注者にて専用窓口の設置は不要とする。ただし、発注者と問い合わせ窓口との間でトラブルが発生し解決できない場合、受注者にて仲介すること
- ・ システムに係る保守、不具合、運用サポートを実施すること。またそれら申告を受け付ける一元的な窓口（電話・メール共）を設けること
- ・ システムの保守はオンサイトとし、発注者からの申告受付当日または翌営業日の対応とする。なお土日祝日、年末年始(12月29日~1月3日)を除く平日の9時から17時までを受付並びに保守対応時間とする
- ・ 以下の情報提供を市の要請に応じ本業務の範囲内にて無償で行うこと
  - メーカー等が提供するシステム、ファームウェア等のバージョンアップ情報
  - メーカー等が提供する最新セキュリティパッチ情報
  - 上記の更新手順
- ・ 保守を受けるためにユーザ登録等を要する場合、受注者にて登録作業を行うこと

## 10 検査・提出書類

### 10.1 検査

- ・調達物品検査:仕様書記載の調達物について検査する
- ・システムが仕様書に記載されているとおりの動作をするか検査する
- ・運用検査:運用手順書を基に全項目の試験を実施
- ・運用保守業務委託については、検査を行わない

### 10.2 提出書類

名称	提出媒体	随時更新	内容
進捗管理表	データ	不要	・本件を実施する上で必要となる作業項目を網羅したWBS(作業分解構成図)を作業前に発注者へ提出し承認を得ること。本件に関わる進捗管理表として使用する
ライセンス	紙 or データ	不要	・使用期間中における全ての期間を対象とした使用権を証明する書類 ・紙またはデータ形式は、発行元の提供媒体に拠る
保証証書	紙 or データ	不要	・使用期間中における全ての期間を対象とした保守を受ける権利を証明する書類 ・紙またはデータ形式は、発行元の提供媒体に拠る
保守体制表	データ	不要	一元的な受付窓口を記載
本体貼付シール	ラベルシール	不要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・任意様式</li> <li>・機器を目視した際に保守の内容を明確にするため、以下の内容を記載したシールを本体に貼付すること <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ ホスト名 ※全角文字は1文字あたり縦横 3mm 以上、半角文字は1文字あたり縦 3mm、横 1.5mm 以上の大きさを確保すること</li> <li>➢ 契約件名</li> <li>➢ 使用期間</li> <li>➢ 受注者名</li> <li>➢ 保守時間と内容</li> <li>➢ 連絡先</li> </ul> </li> <li>※契約件名～連絡先における1文字あたりの大きさは、ホスト名における1文字あたりの大きさより小さくても良い(目視認識できる範囲であれば可とする)</li> <li>・本体前面に1枚、背面に1枚貼付すること。ラックマウント機器の場合、天面と底面への貼付は不可</li> <li>・本体通気孔や可動部を極力塞がない位置に貼付すること</li> <li>・本表の下隣に作成例を示す</li> <li>・スペース不足時は複数枚に分けて貼付可とする</li> </ul>
業務委託完了届完了届	紙	不要	・業務の完了時に提出。発注者は受領後1週間以内に検査を実施し、検査結果の書面をもって速やかに受注者へ通知する
課題管理表	データ	要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Excel 互換形式、拡張子はxlsx</li> <li>・使用期間中における協議事項、問い合わせ事項を記録する</li> <li>・随時更新し、発注者と受注者で情報を共有すること。</li> <li>・メールによるやりとりとする</li> </ul>
設定シート	データ	要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・任意様式</li> <li>・システム運用開始時に変更可能なパラメータのデフォルト値と本件向け設定値を網羅した一覧表。システムの手動復旧時、運用変更の動作検証時に使用する</li> </ul>
運用手順書	データ	要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・任意様式</li> <li>・使用期間中は発注者の要請に応じ随時更新を行うこと</li> </ul> 当初記載すべき手順 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ OS、アプリケーションの起動・終了</li> </ul>
操作マニュアル	データ	要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・任意様式</li> <li>・使用期間中は発注者の要請に応じ随時更新を行うこと</li> </ul> 当初記載すべき画面処理などの操作マニュアル
定例会資料及び議事録	データ	要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・任意様式</li> <li>・定例会における資料を開催日3開庁日以前、議事録を開催後3開庁日以内に提出し、議事録については発注者の承認を受けること</li> </ul>

## 11 仕様書における共通事項

- ・本仕様書において個別の記載が無い限り、仕様書に記載された内容については追加費用が発生

---

することなく受注者において実施すること

## 12 問い合わせ

- プロポーザル審査については、別紙「さくら市温泉入浴利用証デジタル化事業業務委託（公募型）プロポーザル実施要領」記載のとおり
- 本仕様書に記載されていない事項については発注者と受注者にて協議の上決定する

さくら市 健康福祉部 高齢課  
見守り福祉係 担当:藤枝 中山  
住所:栃木県さくら市氏家 2771 番地  
TEL:028-681-1155  
mail:korei@city.tochigi-sakura.lg.jp

以上